

私の形式的な「形」(5)

木 阪 貴 行

B 所与と直観

(1) 有限な自発性と所与—問題の確認

最後に、3章Aで指摘したテキスト読解に関する問題に対する本論考の立場を確認したい。つまりすでに引用した当該テキスト(B158.Anm.)では、自発性としての「私の現存在」と「常に感性に属する」「私の現存在」とは、カントの立論においては区別しなければならないにもかかわらず、自発性の意識にすぎない統覚の「私は考える」、つまり認識の対象とはなりえない前者の「現存在」の意識によって、感性的対象である後者の「私の現存在」が「すでに与えられている」とされていた点である。カント自身がこの箇所述べているように、私たちは自発的な理性的自己そのものを把握する英知的直観を有していないのだから、そのように有限な自発性の意識にすぎない統覚の「私は考える」が、直観を自己産出することはありえない。「常に感性に属する」「私の現存在」は、カントの主観が有限主観である限り、あくまで主観の自発的能力が届かないところから与えられなければならないはずである。

この問題に関する本論考の立場は、3章B(2)で引用したテキスト(B423-4, Anm.)によって何度か議論したところから、基本的にはすでに明らかである。すなわち、人間の自発的思考は有限な自発性のもとにしか生じないのであり、「思惟の材料を与える何らかの経験的表象なしには、「私は考える」という働きは、やはり生じないだろう」という立場から問題を考察する。つまり、自発性としての「私の現存在」が生起するには、すでにそれに先立って、何らかの「経験的表象」が、自発性とは区別されるのだが、それでも「私の現存在」と呼ばれうる場面に与えられているのでなければならない、と考えるのである。上のテキストに関わる問題を、これまでの考察の成果に依りつつ、カントのこの立場から最終的な形で解決することを試みよう。そのためには、二つの「私の現存在」のより具体的な相違と、それら両者を媒介するものが何であるかをやはり具体的に明らかにしなければならない。

本論考は一貫して第二版の特徴的なテキストに従って問題を考察してきたが、本稿のこの立場を支える上の典拠(B423-4, Anm.)も、第二版「誤謬推理論」にある。カントが第二版において書き換えあるいは加筆した、「演繹論」、「観念論論駁」(以下「論駁」)、「誤謬推理論」に一貫した問題連関があることは容易に予想されるが、以下の考察はこの問題連関を示すことにもなるはずである。

一六六

本章Aで第二版「演繹論」の叙述を材料にして考察した結果によれば、上の「思惟の材料を与える何らかの経験的表象」とは、今し方あった表象が今はなくなって別のものとなっているということが常に伴ってはいるのだが、具体的な継起の系列としては何ら結合されていない、たんに〈常に今〉でしかないようなく今〉における表象である。そのような〈今〉における表象は、「構想力の超越論的綜合」においてカテゴリーが積極的に関わることによって、「空間の記述としての運動」による直線として表象されるような時間の純粹直観を生ずるのであった。だがこれまでの考察では、そのような〈今〉における、つまり未だ形式的直観ではない、たんなる直観形式としての時間における表象について、その表象の内容的な在り方はまだ詳しくは明らかにしていない。この点について展開する必要もある。

(2) 内官表象の間接性と対象意識の直接性

さて、「論駁」でカントは、「思惟の材料を与える何らかの経験的表象なしには、「私は考える」という働きは、やはり生じないだろう」という、「誤謬推理論」からの上の引用テキストが述べている事態を、より積極的に以下のように捉える立場を採っている。

それゆえ時間における意識は、私が私の外に知覚する現実的な諸物の現実存在 (Existenz) によってのみ可能である。さて、時間における意識はこの時間規定の可能性の意識と必然的に結びついている。それゆえそれは時間規定の制約⁽²⁾としての私の外における諸物の現実存在とも必然的に結びついている。つまり、私自身の現存在の意識 (das Bewußtsein meines eigenen Daseins) は、同時に私の外の他なる諸物の現存在の直接的意識 (ein unmittelbares Bewußtsein des Daseins anderer Dinge außer mir) である。(B275 - 6)

「時間規定の可能性の意識と必然的に結びついている」ところの「時間における意識」とは、つまるところ、直観形式としての如上の〈今〉における統覚の意識である。この点は本章A及び3章C(3)で第二版「演繹論」の叙述を材料にしてすでに考察したところから明らかであろう。「時間規定」は、計測の秩序を「はじめてもたらず」内官触発という自発的作用を必要とするのであり、「時間規定」の「可能性の意識」とは、統覚や悟性のそのような能力の意識でもある。

一六五

さて、規定されるべき「時間」は、規定する側である統覚の能力の「時間における意識」を「必然的に」伴うのだが、そのことはまた「必然的に」「私の外における諸物の現実存在」を前提することになる。なぜならば、内官の形式としての時間に見出されるのはもっぱら「諸表象の交替」であり、時間規定に必要な「持続的なもの」を欠いているからである。「持続的なもの」は空間的对象においてしか見出すことができないという周知の論点ではある。ところでこの論点については、カントの議論があくまでアプリアリな次元での議論であるという点をよ

く考慮しておく必要がある。

つまり、上の引用テキストで述べられている「私自身の現存在の意識は、同時に私の外の他なる諸物の現存在の直接的意識である」という主張は、もしもそうでなければ「私自身の現存在の意識」は成立しないだろうという、超越論的な議論である。それゆえテキストが主張しているのは、「私自身の現存在の意識は、同時に私の外の他なる諸物の現存在の直接的意識である」ということが、「私自身の現存在の意識」のアプリオリな制約であるということである。したがって、「私の外の他なる諸物の現存在」が具体的にどのような「諸物の現存在」であるのかは、逆に経験的に確認されるしかない。

ただし、経験的に確認されるとは言っても、そもそも経験そのものはアプリオリな超越論的制約のもとに成立するのだから、「私の外の他なる諸物」に関する経験を成立させる際には、つまり現象におけるそのような対象を規定するに当たっては、実体のカテゴリー等を働かせることによって、悟性がそのような「諸物」の本質規定を思考するのとなければならぬ。現象における実体は思考の側が所与の側へとそれを移し入れるものである。すると、実体の内実である「持続的なもの」についても、その当の持続性は、所与の直接的な表象内容にあるのではない。直接的に存在の明証を与えているのは「私の外の他なる諸物の現存在の直接的意識」なのであり、カントが観念論を論駁する論点の核心は、しばしば誤解されるように外的事物の表象内容の直接性にあるのではなく、外的事物の現存在に関するむしろ意識の直接性なのであり、さらに、そのような直接性と内官規定の間接性との対比なのである。実際、上記引用と同じ箇所でもカントは、「持続的なものの知覚は、私の外のものによってのみ可能なのであり、私の外のものとなる表象によって可能なわけではない」（強調はカント自身による）と述べ、また、「持続的な表象」と「諸表象から区別される持続的なもの」を峻別している。そもそも諸表象は、「諸表象としてそれ自身が」、自らの生成消滅と交替が「規定されるところの、諸表象から区別される持続的なものを必要とする」（B Vorrede, XXXIX, Anm. 既に4章A（2）で引用）のだから、所与である「諸表象」がたとえ「持続的な表象」であったとしても、それは「諸表象から区別される持続的なもの」ではない。

「論駁」の議論の核心は、このような意味での外的事物の存在に関する意識の直接性と、内官規定の間接性との、対比にある。たとえ「持続的な表象」であれ、そのような外的空間的表象の所与表象としての直接性が超越論的な制約となっているのだと誤解してはならない。むしろ、表象の所与表象としての直接性は、本章A（2）で引用した「感性論」B 50のテキストにおける「直接的」という語の意味で理解しなければならない。つまり、「時間はあらゆる現象一般のアプリオリな制約である」ということは、それが「内的（私達の魂の）現象の直接的制約であり、まさにそのことによって間接的にまた外的現象の制約でもある」という意味で理解しなければならない。これは「論駁」の文脈における「直接的」とい

うこととはまったく違う。

「感性論」のテキストでこのように「直接的」と言われる場合には、事態はむしろ逆に内官規定の間接性と結びついていくことになる。なぜなら、それは、時間規定に必要な「持続的なもの」を欠き、もっぱら「諸表象の交替」しか見出されえない内官の形式としての時間の直接性なのであるが、そのような〈今〉の直接性は、時間の客観的規定が問題になると、一転して内的触発という悟性の作用を間接的に介して「内官の諸規定」として、「外官の諸規定を空間において秩序づけるのとまさに同じ仕方で時間における現象として秩序づけなければならない」(B156)ということになるからである。3章B(1)で見たとおりである。つまり、今し方あった表象が今はなくなって別のものとなっているということが常に伴ってはいるのだが、具体的な継起の系列としては何ら結合されていない、たんに〈常に今〉でしかないような〈今〉が、悟性ないしは統覚の「注意」作用によって、秩序付けられ、規定されなければならないのであり、そのような意味で、時間規定は間接的である。その場合、「直接的」であるとは、悟性作用に媒介されていないたんなる所与の在り方そのままの内容である、というほどの意味である。

こうして、時間は「内的(私達の魂の)現象の直接的制約であり、まさにそのことによって間接的にまた外的現象の制約でもある」という感性論のテキストは、以下のことを際立たせるものでもあることが分かる。つまり、時間形式(時間直観ではなく)と主観の受容性が直接的に結び付いているという、現象の直観形式におけるたんなる所与の次元と、悟性作用を介して間接的にのみ成立する「外的現象」の客観的内容規定の次元との相違である⁽³⁾。

これに対して「論駁」における「直接的」という語は、所与の形式の背後、つまり私の表象の外にある現実的な何ものかに対する意識の直接性を指す。表象が表象している何ものか、表象という所与を与える何ものかについては、もはや表象ではなく、意識がその存在を直接的に把握するのである。「論駁」で言われている「直接的意識」とは、思考や認識のための所与が時空形式により直接的に主観に属しているという事態に結びつけられているのではない。それは、すでに与えられている所与の起源である「私の外的他なる諸物」に関わり、それもそれが現実存在していることを直接的に把握している。それは規定された時空形式を越えて主観のたんなる外の「現存在」に関わる「直接的意識」なのである。それはこの意味でこそ「現存在の直接的意識」であるのでなければならない。

こうして私たちは、「直接的」という表現をカントが二つの文脈において使用するということを理解しなければならない。「感性論」のテキストにおける「直接的」の意味するところを「論駁」の文脈に持ち込むことは誤解と混乱を招くことになるだろう。

(3) 二種類の直接性と二つの超越論的な次元—数学的構成と力学的類推

「直接的」とされる事態が有する以上のような二義性は、また以下のことから理解できる。つまり、「論駁」が「統制的」である「力学的原則」を扱う「経験の類推」に属する議論であるのに対して、「感性論」は「数学的原則」により「構成的」に数や幾何学的対象が産出される純粹直観に関与しているという点である。この相違は重要である。3章C(1)で示したように、たとえ純粹直観そのものを構成するには力学的カテゴリーを含むカテゴリー一般を働かせることが必要であるにしても、それは所与の形式である時間と空間を直観として構成するという点であり、対象の現実存在に関わる所与の質料的内容を構成するという点までも意味するのではもちろんない。カントが「数学的原則」と「力学的原則」とを区別するのはこのことに関係している。「数学的原則」によって、数や図形は、主観の側に属する感性の形式、つまりあくまで触発される仕方としての感性の形式を介して、物理的対象の現存在に先立って、アプリアリに構成される。そのために力学的カテゴリーを含むカテゴリー一般を働かせることが必要であるにしても、それはあくまで「主観の働きとしての運動（客観の規定としてではなくて）」においてのことであり、当然ながら、経験的にのみ与えられる物理的客観の現存在の産出を伴うことではない。数学的諸原則においては、主観が触発される仕方、つまり感性の形式は、それ自身を主観の手元で直観として構成できるので、「明証性の在り方 (Art der Evidenz) つまり直覚性において ([in] dem Intuitiven)」それは力学的諸原則とは区別されるというカントの記述 (B 223 = A 180) も、主観に直に属する表象の直接性と、「類推」の間接性との、対比という点から理解するべきものである。

数学的原則に対して力学的原則の「特異な点」は、それが「諸現象とその経験的直観における総合ではなくて、たんに現存在とその諸現象の現存在に関わる相互関係のみを考究する」点である (B 221 = A 178)。数学的原則における対象の「量的」構成に対して、統制的な力学的原則を導く「類推」は「質的」である。そのような「類推」とは「[類推における第四項となる知覚]を経験において探し求め、また経験において見つけ出す規則」であり、「たんに、それに従って諸知覚から経験の統一が生じるべき (経験的直観一般としての知覚自身がいかに生じるべきか、ではなく) 規則」である (B 222 = A 181)。「類推」は間接的に「諸知覚」を通して「現存在に関わる相互関係にのみ」関わるのだが、そのことによりいかなる対象があるのかということの規定する。そのような意味で「類推」が対象を「見つけ出す規則」であるということは、それがまた「経験の統一 (中略) が生じるべき規則」である限り、対象の、ただし現象における対象としての存在を、「経験の統一」を介して悟性が確定するための類推であるということである。ところで、現象としての対象における統一は、カテゴリーによる思惟の統一でなければならない。悟性は時間化されたカテゴリー、つまり図式によって対象の存在、つまり現象における実体の存在を思惟する。

この諸制約はただ純粹悟性概念の図式においてのみ思惟されるのだが、綜合一般としてのその統一について、カテゴリーは、どんな感性的諸制約によっても制限されない機能を有している。それゆえ私たちはこの諸原則を通して、諸現象を、類推にのみ従って、諸概念の論理的普遍的統一をもって合成する権利を得るだろうし、従ってこの原則それ自体においては確かにカテゴリーを使用するが、ところがその実行（諸現象への適用）においては、カテゴリー使用の鍵として図式を原則の代わりとし、あるいは、それを原則の定式という名のもとに、カテゴリーを限定する制約としてカテゴリーと並置することになるだろう。（B224=A181）

カテゴリーによる「綜合一般としての」「統一」、つまり「諸概念の論理的普遍的統一」は、それだけでは、能力の意識ではありえても、可視的な現象において具体的に理解されうるものではない。そのためには、その「統一」を、「原則の定式という名のもとに、カテゴリーを限定する制約としてカテゴリーと並置」して使用される「図式」において理解されるべくも機能する、「類推」がなければならない。

実際に、現象としての対象、つまり現象における実体は、これを構成することができない。それゆえ少なくともアприオリにそれを予科するためには「類推」によるより他に方法がない。だがそのような「類推」はまた、偶然的な諸知覚のたんなる「まとまり（Zusammenstellung）」を対象が対象として有すべき必然的統一へと綜合する原則ともなる。必然的なものとして綜合統一された「經驗的認識」である「經驗」の本質は、「諸知覚の、それ自身は諸知覚に含まれていないところの綜合」なのである。諸知覚は「偶然的な仕方」でなんら「必然性」を伴わず到来するが、そのままでは「多様なものの現存在（Dasein）における関係」もまた「時間において多様なものがまとまりをなしている」のみにすぎず、「時間において多様なものが客観的にあるように」綜合されてはいない（B219）。それゆえそのような綜合がなければならない。

ところで、このようなカントの議論もやはりあくまでアприオリな次元で成立する超越論的な議論であることに再び注意しておこう。

「諸知覚の必然的結合の表象」は、数学的な量として成立しているのみの、所与のたんなる知覚には存在しない。だからカテゴリーによる「綜合一般としての」「統一」、つまり「諸概念の論理的普遍的統一」が、「諸知覚の必然的結合の表象」において思惟されなければならない。しかもそれは「どんな感性的諸制約によっても制限されない機能を有している」のでなければならない。対象の、現象における対象としての規定は、「諸知覚の必然的結合の表象」として思惟によって間接的に成立する他はなく、それゆえ間接的に思惟される「必然性の表象」こそが、經驗の可能性のアприオリな制約でなければならないのである。だが、そのような間接的思惟は、同時に、時空形式を越える主観の外なるものが存在するという直接的意識に裏打ちされてもいる。

さて、経験の可能性のこのアプリアリな制約として機能するのは実際には「図式」である。「図式」が、「原則の定式という名のもとにカテゴリーを限定する制約としてカテゴリーと並置」され、知覚表象がそこで必然的に結合する対象を「経験において探し求め、また経験において見つけ出す」「原則の代わり」ともなりつつ、「超越論的時間規定」として、対象の対象としての具体的内容を思惟することを可能にするのである。こうして対象の現実存在の規定とは、時間一般において「類推」によって間接的に思惟される統一により生じる規定であることになる。

(4) 存在規定の間接性と存在意識の直接性

だがこれは、「類推」はあくまで対象の存在規定の思惟内容を定めるということであり、対象の存在を産出するということではもちろんない。「力学的原則」は「現存在」を「質的」に「類推」するのであって、それを「構成」するのではなかった。それゆえ、このように思惟によって間接的になされる対象の存在規定のためには、まず「多様なものの現存在」が与えられていなければならない。それは「偶然的な仕方」でなら「必然性」を伴わず到来し、時間という主観の受容性に従って常に変移しているという意味で主観的である。このようなたんなる知覚所与の場面は、悟性による「諸知覚の、それ自身は諸知覚に含まれていないところの総合」を含んでおらず、それゆえ直接的に主観の受容性、感性の側に属している。この意味で「直接的」とは、「諸表象の交替、つまりそこにおいて表象が交替する時間における私の現存在」に属するということである。それは主観的に「直接的」なのである。ここでは「諸表象の交替」がすなわち「私の現存在」そのものなのであり、これに属しているという意味で主観的に「直接的」なものには持続的なものがいっさい存在せず、それは常に変移する表象でしかない。このような議論では、所与の知覚内容の直接性は、悟性による間接的な対象規定のむしろ前提であり、所与の直接性とカテゴリー的規定の間接性は力動的に相補的な仕方であらう。表裏一体である。

これに対して「論駁」で議論されている「直接的」なものとはあくまで「私の外の他なる諸物の現存在の直接的意識」であり、主観に対してそれとは他なるものが存在するという直接的意識である。そのような意識の対象は決して主観に属する「表象」ではなく、「諸表象から区別される持続的なもの」でなければならない。このような仕方では「持続的なもの」が求められるのは、受動的な主観の在り方に「直接的」に属するものが、内官の形式としての時間に見出される「諸表象の交替」でしかないからである。だが「諸表象から区別される持続的なもの」は、時間における表象というたんなる直接的な主観性の外部として存在すると、直接的に意識される。ところがその意識される当のものについては、「類推」を通して現象においてその内実を埋めるより他はなく、そのような内実がなんらかの現実的事態としてそのまま直接的に与えられることはけっしてない。主観にお

いて直接性はまず所与の直接性である。ところが所与の直接性は主観の外なるものが存在するという意識の直接性を必ず伴う。なぜなら、所与とは主観の内部のみにおいては成立しえないからである。それは何か主観とは他なるものによる所与でしかありえないだろう。現実存在の直接的意識は現実的なものの内容に関わる意識ではないのだが、それにもかかわらず存在意識のその直接性との連関において思惟されるもののみが現実的なのである。様相の原則によれば「経験の実質的な諸条件（感覚と）と連関するものが現実的である」。つまり一方で「経験の実質的な諸条件」は確かに直接的な「感覚」であるのだが、他方、「連関」の方は知覚されえず、思惟されうるのみである。現実性を支えているのは、たんに直接的なものでも、たんに間接的なものでもない。それらの間にある連関なのである。

存在規定が思惟によって間接的に成立するということは、存在が思惟に左右されるということではもちろんない。間接的な存在規定の意識と、その当の規定する能力を発揮させるに至る自らとは他なるものが存在するという直接的な意識とは、もともと共通の根から生じている。両者が根ざしている場所は、たんなる所与の主観的意識である。実際、たんなる所与の在り方を主観の側からアプリアリに予料する場合でも、その核心部分で、主観とは他なるものの存在の意識が臨界点に現れる。「知覚の予料」から次のテキストを見てみよう。

それゆえ諸現象は、直観の上にさらに客観一般のための質料（それを通して何か現実存在するもの（etwas Existierendes）が時間や空間において表象される）を自らの中に含んでいる。換言すれば、たんに主観的な表象としての感覚の実在的なもの（das Reale der Empfindung）を含んでいる。この表象についてはたんに主観が触発されていると意識できるだけであり、それを人は客観一般に関係づけるのである。（B207-8）

「客観一般のための質料」、あるいは「たんに主観的な表象としての感覚の実在的なもの」については、「たんに主観が触発されていると意識できるだけ」ではある。とはいえ、ここでは確かに、「たんに主観的な表象としての感覚の実在的なもの」の主観的直接性が、被触発意識において成立している主観の外なる存在への直接的意識と、分かち難く結びついている。所与の主観的直接性は主観の外なる存在への意識の直接性とは区別されなければならない。カントは確かにそのような二種類の直接性概念を持っている。だがその上で、所与の主観的直接性は、現象における存在規定の間接性と、主観の外なる存在への直接的意識との、両者に共通の根である。所与の主観的直接性はいわば弁証法的に力動的な根本的事態である。主観の外なる存在への意識の直接性はこの事態が有する二つの相貌（他方は現象規定の間接性）の中の一つである。

（５）「外」の二義性とその相互浸透

「論駁」のテキストで「私の外の他なる諸物の現存在の直接的意識」と表現さ

れていた事態は、以上のような仕方の主観的に直接的な現象の質料に関わる。受容性において見出される表象の主観的直接性は、同時に意識の外なるものの現実存在の直接的意識を伴うのでなければならない。ところで、直接的意識の対象となっている主観の外なるものの存在は、常にすでにそのような意識の対象となる存在である限り、上で確認したように、「触発」という表現で示されるような、意識との力動的な作用連関に、やはり常にすでに置かれている存在でなければならない。それは、そのような作用連関から切り離されてもその在り方と存在をそれ自体で有しているという誤解に導かれて、たんに「物自体」と言われるべきような「自体」ではない。

「私の外の他なる諸物」とは、それによって「たんに主観が触発されていると意識できるだけ」の「何か現実存在するもの」であり、主観にとって自らとは他なるものが存在することの直接的意識の相関者としての「諸物」であるにすぎない。アприオリな次元で議論されるのはここまでであり、この「何か現実存在するもの」が具体的にどのようなものとして思惟されなければならないかということについては、経験的に確定するより他の仕方では明らかになることはない。だが、次の点は動かすことができない。

つまり、被触発意識と結びついたこの「現存在の直接的意識」の相関者である「私の外の他なる諸物」は、空間と時間の規定を伴って、「経験の類推」に従う仕方では主観の思考が最終的に成立させる現象としての諸物でもありえない、と考へざるをえないということである。なぜなら、もしも「私の外の他なる諸物」が、空間と時間の規定を伴って、「経験の類推」に従う仕方では主観の思考が見出す現象としての物であるならば、そのような現象としての物によってすでに主観が触発されているはずであるのに、そもそもその当の現象としての物が当の主観の思考によってはじめて成立するという循環に陥ってしまうだろうからである。主観がそれによって触発される当のそのものは、認識の対象とはなりえない。これは改めて言うまでもないカントの基本的な立場である。

すると「現存在の直接的意識」の相関者である「私の外の他なる諸物」は、主観の意識作用の連関外にあるという意味で「私の外の他なる諸物」であるのではなく、空間と時間の規定を伴って、「経験の類推」に従う仕方では主観の思考が成立させる現象としての諸物であるという意味で「私の外の他なる諸物」であるのではない。ではそれはどのような意味で「私の外の他なる諸物」であるのか。

「論駁」でのカントの議論をもう一度ふり返ってみると、その基礎は「時間規定の制約としての私の外における諸物の現実存在」である。つまり、内官における「私自身の現存在の、たんなる、とはいえ経験的に規定された意識」が成立しているためには、「時間規定の制約としての私の外における諸物の現実存在」がなくてはならない。このことを基礎に、「時間における意識はこの時間規定の可能性の意識と必然的に結びついている」と言われ、そこから、「私自身の現存在の意識は、同時に私の外の他なる諸物の現存在の直接的意識である」という結論

が導かれていた。「私自身の現存在の意識」が「時間規定の可能性の意識」へと相貌を変え、そこから「私の外の他なる諸物の現存在の直接的意識」へと至っている。事態がそのように主観に直接的な存在意識から外的な諸物の現存在の直接的意識へと動いて行くことができるのは、「時間規定の可能性の意識」という力動的な可能性が場面全体を支えているからである。

「時間における意識」とは、本稿で分析してきたところでは、今し方あった表象が今はなくなって別のものとなっているということが常に伴ってはいるのだが、具体的な継起の系列としては何ら結合されていない、たんに〈常に今〉でしかないような〈今〉における意識である。この意識は形式としてのそのようなたんなる〈今〉における意識である。それは自らが生起している世界に関する規定された認識をまだ有していない意識である。この意味でそれはたんなる所与に直面してはいるが、それを統合しておらず、また自らの世界における位置も把握していない。だが重要なことは、このたんなる意識は「時間規定の可能性の意識」を常に伴っているということである。

「私」の転変する注意であるような経験的な意識は、統一とそれからの逸脱との間、つまり自己であることとその喪失との間を、力動的に無窮運動していると考えてよいだろう。経験的意識は常にすでに自らを統一する働きの下にあるにしても、正確には、「私」は統一することができるのでなければならない、という様態において存在していると言うべきである。事実に於いて自己であることについて未規定でもありうる人間の経験的意識は、そうであるからこそ経験的に自らを規定できることを当の意識のなかに含んでいる。ところがそのことから、「私の外の他なる諸物の現存在の直接的意識」をもそれが含んでいることにならざるをえない、という論点が「論駁」の核心なのである。経験的意識とは、自らが現実存在するというそのことが、経験的世界における存在者たちの中に自らの位置を捉えて方向を取る存在者として現実存在することであるような意識である。それは可能性として常にすでにいわば自らの環境世界に出てしまっている意識なのであり、「必然的に」「時間規定の可能性の意識」としても現実存在しているということは、自らの環境世界における存在者たちの中で自らの位置を捉えて方向を取る可能性という仕方でも現実存在しているということに他ならない。そのような現実存在の意識にあっては、所与の形式における主観性の直接的意識は、また「必然的に」、環境世界における諸物の存在の直接的意識でなければならない。

一五七

さて、このように理解できる「論駁」の文脈で、意識に対する未規定の所与の在り方をより具体的に考えてみよう。カント自身に具体的記述は乏しいので、これを補って考える必要がある。

まず、未規定の〈今〉における私の現存在とは、絶え間ない諸表象の交替という主観性の直接的意識である。表象は決して持続的ではなく、しかも「時間そのものは知覚されえない」(B219)ので、持続性という時間の在り方を何らかの事態として知覚することもできない。それゆえ、持続性という時間規定は空間規定

を介して間接的に思考されるしかないのであった。ところで、未規定の〈今〉におけるたんなる所与は、たんに時間形式においてのみ与えられているわけではない。感性の形式は時間と空間である。時間形式はまず直接的な主観性の形式であり、間接的に変化の客観的な認識に関わる。これに対して空間形式は、他者との邂逅の直接的で人間的な可能性に関わる。「感性論」の以下のテキストを見てみよう。

なぜなら、何らかの諸感覚が私の外なる何ものか（つまり私が自らを見出す空間の場所とは他なる場所における何ものか（auf etwas in einem andern Orte des Raumes, als darin ich mich befinde））関係付けられるためには、ということは諸感覚を、互いに外的なものとしてまた並列するものとして（außer und neben einander）、つまりたんに異なっているということのみならず、異なった場所があると表象できるためには、空間の表象が常に根底になければならない。（B38 = A23）

私たちは度としての感覚を抽象的に切り離してそれを感覚そのものとして考えることができる。だがそれは抽象の産物であり、実際には単一の感覚が現前しているのみということではなく、諸感覚は通常は「互いに外的なものとしてまた並列するものとして」現れる。言い換えれば、諸感覚は「私が自らを見出す空間の場所とは他なる場所における何ものか」において、つまりより具体的には、「私が自らを見出す」〈ここ〉に対する〈そこ〉にある「何ものか」において現れるということである。

転変する意識の注意であるような「私の現存在」とは「諸表象の交替」でしかない。表象である限り、感覚表象もちろん「諸表象から区別される持続的なもの」ではありえない。しかしこの交替する感覚諸表象も、内容的には、〈そこ〉に現れている感覚表象なのであり、それは、必ず〈そこ〉にある「何ものか」において現れるしかない。感覚表象そのものは常に転変しており持続性を有することはできないが、空間におけるその当の位置に現れている「何ものか」についてならば、持続性が、比較的持続的な表象の背後にあるであろう「諸物」の存在の持続として、図式化されたカテゴリーによって思惟されうる。

空間規定を伴って現れているたんなる感覚表象「についてはたんに主観が触発されていると意識できるだけであり、それを人は客観一般に関係づける」とカントは述べていた。〈そこ〉に現れている感覚表象の背後にあるであろう「諸物」の存在は、まず直接的な被触発意識において把捉され、そのような存在意識に裏打ちされて、〈そこ〉にある「諸物」として思惟されるのである。この思惟によってそれは「何か持続的なもの」として理解されているが、時間そのものは知覚されえない。それゆえ、それは思惟されるより他ないのである。

すると、「私の外の他なる諸物の現存在」（B276）というように表現される「私の外」という事態には、特徴的な二義性が不可避免的に結びついていることになる。

それはまず、「感覚の実在的なもの」に関する「たんに主観的な表象」の交替そのものであるような「私の現存在」に対して、その外ということの意味する。この意味での「外」は、主観的直接性の外ということであり、「外」にあるとは、常に交替している諸表象の直接的な主観性とは「他なる」存在次元にあるということのみを意味するだろう。ここで是非とも注意しなければならないことは、この意味での「外」の存在は、直接的な主観性における被触発意識をその基礎としているのであり、そのような意識にとって、「外」とはさしあたり主観性に対する「他」であるにすぎず、未だ空間的に〈外〉である必然性を伴っていない。主観は主観とは他なる何ものかによって触発されているのみである。

ところがまた、直接的な主観性とは諸表象の交替、つまり持続的なものの欠如をその本質的な在り方としているので、そのような主観性とは本質的に「他なる」「外」が、今度は「持続性」の思惟において理解されるようになる。ここで事態は、直接的な主観性を「規定」するという主観の力動的な作用に移っていく。主観の被触発意識は、あたかも作用を受けることが常に反作用を生じるように、「時間規定の可能性の意識」を常に伴っているからである。まさに力動的な「可能性の意識」を経由することによって、直接的な主観的意識存在、つまり「私の現存在」は、「必然的」に、「時間規定の制約としての私の外における諸物の現実存在とも結びつく。そのように限定された「制約」としての「私の外」とは、人間の場合には、持続性が存在する次元、つまり持続的な物が存在する場所であるより他はなく、そのことによって「私の外」が空間における場所としての〈外〉という意味を獲得する。

このようにカントの議論では、意識の外に意識とは他なる何かがある、ということがらと、空間的場所に何かが存在するということが、「時間規定の可能性の意識」という力動的な意識の在り方において相互浸透していると考えなければならない。相互浸透している「外」と〈外〉の間で、意識の「外」にある他者による被触発意識でもある主観的意識は、当の主観の思惟による力動的な規定作用により、自らも、空間的場所としての〈外〉に存在する「諸物」のもとに住まう存在であることの自覚へと、いわばそれ自体運動する。そのありさまをカントの論述に従いながらそれを補いつつ、より具体的に展開してみよう。

一五五 (6) 〈ここ〉でしかない〈そこ〉, 〈そこ〉しかない〈ここ〉

感性論のテキストでカントは、「私の外なる何ものか」を「私が自らを見出す空間の場所とは他なる場所における何ものか」として捉えていた。「私が自らを見出す空間の場所」を〈ここ〉, それ「とは他なる場所」を〈そこ〉とすると、〈ここ〉と〈そこ〉は「時間規定の可能性」がその現実性へと移行するとともに、どのような様相を示すことになると考えられるだろうか。

被触発意識でもある直接的な主観性の意識においては、感性の形式である空間形式を通して感覚的所与が与えられているとしても、それは、今し方あった表象

が今はなくなって別のものとなっているということが常に伴ってはいるのだが、具体的な継起の系列としては何ら結合されていない、たんに〈常に今〉でしかないような〈今〉における感覚的諸表象である。感覚的表象は、空間形式を通して与えられている限りは〈そこ〉に現れているのだが、転変する注意であるような意識には、未だ「規定」されざる〈そこ〉において、感覚的諸表象が切れ切れの仕方、つまりやはり未だ規定されざる〈今〉において断片的に、与えられているにすぎない。そのような時間形式である〈今〉は、内容的には確かに空間的奥行きを伴う感覚的諸表象が与えられている〈今〉ではある。だがそのような〈今〉と〈そこ〉は、なんら規定された認識をもたらさず、次々に転変する。被触発意識でもあるそのように実質的で直接的な意識は、〈今〉〈そこ〉に何かがあるということが切れ切れに転変するところの、諸表象の交替としての「私の現存在」である。

断片的に現れては消える〈そこ〉に出現する感覚の背後に存在する「諸物」は、それによって「私」が「触発されている」という仕方、「意識」されているにすぎない。このような局面では、断片的に現れては消えていく〈そこ〉なる諸感覚は、「何か持続的なもの」として一定の〈そこ〉に見出されるべき「諸物」としての本質的規定、つまり思惟によってのみ捉えうる「持続性」を欠いている。断片的に現れては消えていくさまざまな〈そこ〉は未規定のままであり、脈絡のない奥行き立ち現れと立ち消え、つまり無秩序でまとまりを欠く混沌とした〈そこ〉の去来として、実質的ではあっても空虚に留まる。そのような〈そこ〉は、「私が私の外に知覚する現実的な諸物の現存在によってのみ可能である」ところの「私の現存在の経験的に規定された意識」、つまり〈今〉〈ここ〉に存在する「私」の意識を客観的に確定することができない。〈ここ〉がどこであるのかを確定することができないそのような意識は、まさに主観的で直接的なたんなる「私の現存在」の意識である。〈ここ〉は、むしろそれを取り巻く環境世界にある「諸物」との具体的関係において定められるしかなく、そのためには、「たんに主観的な表象としての感覚の実在的なもの」を、空間における諸場所に存在すると思惟される「諸物」において現れる「互いに外的なものとしてまた並列するものとして」まず規定しなければならない。〈そこ〉がどこであるのか、まずこのことが、思惟による、持続的な諸物の空間への配置を通して、相互的に全体として規定されてくる力動的な過程に伴い、「私が自らを見出す空間の場所」である〈ここ〉も、間接的に確定するに至る。「互いに外的」である諸位置の相互確定の全体を通して、その関係全体の中で主観が存在する場所としての〈ここ〉が確定する。「論駁」の理路はそのようなものである。

持続的な内容を欠いており断片的に転変するのみで、実質的ではあっても無秩序に去来するのみの〈そこ〉は、未だ〈ここ〉を確定することのない主観的意識の直接性である。すると「私が自らを見出す空間の場所」である〈ここ〉も、それが世界のどこであるのか分からないままである。このような状態では、断片的

な空間的現象も含めて、すべては結局のところ主観性の直接的意識のなかに押し込められてしまっている。つまり、主観性の直接的意識は、たとえ空間表象を伴っているにもせよ、実際のところ、主観が存在する場所である〈ここ〉にすべての表象内容が呑み込まれてしまっているような意識でしかない。つまり、たんに〈そこ〉にあるだけの感覚表象が獲得すべき客観的な空間規定も、〈ここ〉に対して去来する未だ秩序のない〈そこ〉以上のものではなく、それが実はどこなのか持続的な仕方では規定されていない。そのように未だ規定されざる〈そこ〉をすべて呑み込む〈ここ〉という仕方では、逆に、この意識は、自らの中に呑み込むことのできない、意識の外なるものと直に接している。それはこの意味でもやはり「私の外における諸物の現存在の直接的意識」なのである。このように主観性に呑み込まれた〈そこ〉、と、その自らの「外」の直接的意識の場所は、〈ここ〉でしかない〈そこ〉、と、その〈ここ〉と〈そこ〉の、「外」、と呼ぶことができるだろう。

〈ここ〉でしかない〈そこ〉に存在する主観的意識は、規定された〈そこ〉との相互関係を未だ欠いているので、自らの〈ここ〉がどこなのか分からない。このように実質的ではあっても規定された内容を欠く意識も、しかしながら常に同時に綜合統一という主観の働きによって、「たんなる、しかし経験的に規定された、私の現存在の意識」でありうるべく、環境世界の中で自らの位置を定めて方向を取っているのでなければならない。

以上のような文脈では、主観が自らの位置と方向とを規定して主体として成立するということは、経験世界が規定されたものとして成立するということでもある。未規定の〈そこ〉が去来するやはり未規定の〈ここ〉、つまり〈ここ〉でしかない〈そこ〉にも存在する主観は、経験的世界の成立とともに常にすでに規定されているべき主体でもある。このような二義性を本質的な在り方とする主体を捉えるために、それが存在する場所の二義性をさらに具体的に考えてみよう。

規定された〈そこ〉のない〈ここ〉にいる主観は、〈そこ〉がどこであるのか、このことを常に規定することによって、その全体が指し示してくる〈ここ〉を経験世界における自らの位置として獲得する。ところで、そのように規定された位置として〈ここ〉を獲得した「私」は、しかしながら今度は逆にいわばあくまで不可視のものとなってしまう。「私」は空間における「諸物」として知覚されることは決してないだろう。思惟される「諸物」において空間の場所を確定される諸感覚表象がその関係の全体において指し示している空間的な中心、知覚される経験世界そのものの原点は、知覚像全体の中に常に不在であり、「私が自らを見出す空間の場所」が決して見あたらない以上、「私」も、知覚されている現象世界のどこにも見あたらず、いわば常に不在である。「私が自らを見出す空間の場所」の確定は、経験的世界の客観的規定の全体によってのみ可能となるが、それは同時に、当の知覚世界の中には常に不在の原点を、ただたんに間接的にのみ指し示すにすぎないという仕方では、意識から「私」の主観的直接性を排除するとい

うことでもある。「私」がいるはずの〈ここ〉は、様々な〈そこ〉の全体の中で常に不在である。そのような「私の現存在」の場所は、〈そこ〉しかない〈ここ〉と表現できるだろう。

(7)「私の現存在」の二義的な場所……絶えざる運動の場所としての中と外の間

以上の考察では、第二版「演繹論」における「私の現存在」という表現を巡るテキスト解釈上の問題、つまり自発性としての「私の現存在」と「常に感性に属する」「私の現存在」の区別と媒介の問題を、自らを規定する経験的意識の間接性と実質的な意識の直接性との区別と媒介の問題として捉えた。その上でそれらを媒介する要に「時間規定の可能性の意識」を置くことによって、両者の関係を自己意識の力動的な両極の関係として解明した。両者の関係は、外を呑み込んでいる中、つまり〈ここ〉でしかない〈そこ〉から、外によってたんに間接的にのみ示される中、つまり〈そこ〉しかない〈ここ〉へと、「私」が常にすでに運動している場所の、そのような両極の関係として捉え返すことができる。

問題は「私」が存在する場所のあり方という次元へ移されたとも言えるだろう。「私の現存在」のあり方を定める二通りの場所を示すことになったが、これら二通りの場所は、二つの場所として「互いの外」にあるのではない。それらはともに、「私」が無窮の運動過程において常に移動しつつある場所である。それらは、直接的な自我も実は環境世界を根拠とする自己であるという事態において、中と外が常にすでに反転し、相互浸透していく現場である。

「私の現存在」は〈ここ〉でしかない〈そこ〉において常にすでに直接的に「私」を開いている。さらにそのように「私」を生起させた働きは、〈そこ〉しかない〈ここ〉へと自らを客観的かつ間接的に認識するような仕方での自覚の運動をも生む。直接的なその開示は「私」が包みつつも、同時にその「私」が含み込まれている環境を客観化する自己規定の運動が、常にすでに生じているのである。それは無窮に反復され、「私」はけっしてひとところにとどまることがない。「私」も、そして環境世界も、現実においては常にすでに転変しているものでしかないからである。未規定から規定へのこの絶えざる運動の現場では、〈ここ〉でしかない〈そこ〉と、〈そこ〉しかない〈ここ〉とが、相互に浸透している。

このように「論駁」のカントは、規定し規定される「私」の運動における中と外との、つまり、「中」と「外」、と、〈中〉と〈外〉、との、相互浸透に身を晒している。「論駁」はそもそも「観念論」か「実在論」かという二者択一の岐路をどちらかへと動いて行くような議論ではない。それは、「中」と「外」が、〈中〉と〈外〉へと常にすでに移って行き、また〈外〉が〈中〉を間接的に指し示すのみにもなりうるような、「私の現存在」という構造のもとに、そのように客観的に確定されることも可能な自己意識が環境世界と取り結んでいるより根源的な関係を明らかにしているのである。

(続)

註

- (1) 本稿は以下に続いている。
- (1) 人文学会紀要第34号 (P 29～P 43) 2001, 12
- 序
- 1 自発的思惟の「度」とその背後
- A 「唯心論」と「唯物論」
- B 「魂」の分割と統合
- 2 「唯物論」の可能性と心身の協働に関する無知
- 3 カント的自我の諸相とその問題
- A 自発性の意識と、それに対して感性の受容性に属する「私の現存在」
- (2) 国士館哲学第6号 (P 6～P 23) 2002, 3
- B 現象としての自我
- (1) 内的かつ形象的な「触発」
- (2) 自我概念の薄弱と、現象としての「私」という事実
- C 統覚の総合的統一と構想力による総合的形象的統一(第二版演繹論の結構)
- (1) 演繹の端緒
- (3) 国士館哲学第7号 (P 40～P 56) 2003, 3
- (2) 第二版演繹論前半の議論と限界—自己が自己である権利と必要
- (3) 証明と循環の間
- (4) 遂行的確証としての第二版演繹論後半の議論
- 4 自己と世界
- A 内的触発と現象としての自我
- (1) 自己認識の構造
- (4) 国士館哲学第8号 (P 6～P 24) 2004, 3
- (2) 内的触発と受動的主観
- (3) 形式と直観
- (2) 「制約」の原語は *Bedingung* である。*Bedingung* の訳語としては、「条件」と「制約」の二語が従来使われてきている。本稿では、前号研究までは「条件」とのみ訳してきたが、これを変更して、以後は、事実的な *Bedingung* と理解される場合は「条件」、超越論的な *Bedingung* と理解される場合には「制約」と訳し分ける。
- (3) ただし、現象の直観形式における所与の次元に空間的奥行きがまったく欠けているということではない。感性の形式は時間だけではない。空間的内容を有しつつも未規定の所与の在り方は(5)と(6)で論じる。